

【件名】

男女共同参画センターの今後のあり方について

【要旨】

1 背景

- 中野区男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、平成25年に産業振興センター（当時：勤労福祉会館）から庁内に移転し、関係分野との総合的な連携により一層の機能充実を図ってきた。
- 今般、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、自治体は「民間団体との協働」といった新たな支援の枠組みなどが求められている。
- 区内には、困難な問題を抱える女性への支援に関して活動している団体が少ないため、地域団体の立ち上げ支援や、相談事業を含めた活動拠点のあり方について検討していく必要がある。
- そうしたことから、中野区男女共同参画基本計画（第5次）において、「区民・団体等の活動拠点のあり方検討」を明記し、検討を進めることとした。

2 現状と課題

- 政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」において、「男女共同参画センターの機能強化」が掲げられ、地域の実情に応じた女性活躍・男女共同参画の促進が求められている。
- 男女共同参画等に関して、区民・団体との交流活動の拠点、情報収集できる居場所、気軽に相談できる窓口等を求める声がある。
- 他区においては、男女共同参画を推進する団体との共催事業のほか、団体間の交流等を実施している区がある。また、中野区と比較して講座数や延参加者数が多い状況にある。
- 特別区調査研究機構の「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策（令和5年度調査研究報告書）」によると、若年女性が求める支援のニーズとして、「心身がリフレッシュできる場」「いつでも立ち寄れる居場所」「気軽に何でも相談できる窓口」などが多いとされている。

3 検討の方向性

(1) 基本的な考え方

- 下記の機能を有する拠点としてのセンターを新たに設置することとし、庁内から必要な機能を移転する方向で検討を進める。
 - ・ 気軽に立ち寄ることができ、相談のきっかけづくりに有効な場
 - ・ 区民や様々な団体が交流・活動することができ、団体が育成される場
 - ・ 施策の周知・啓発・広報・実施を一体的に行う場

(2) 実施する事業

① 相談事業

何でも相談（窓口・電話・SNS）、サロン型相談 等

② 普及啓発事業

講演会・講座、交流会・座談会、パネル展、広報誌の発行 等

③ 居場所事業

個人利用スペースの提供、サロン型相談、交流会・座談会、団体向け施設の貸出、団体の活動支援、団体間の交流事業 等

※団体利用は、広く様々な団体が利用できるよう要件等を設定する

(3) 必要なスペース

相談室、学習室、交流スペース、会議室、情報図書スペース、保育室 等

4 今後の進め方

- 拠点となる施設（場所）については、関係所管と調整を行いながら検討を進めていく。
- 拠点となる施設の整備及び供用開始までには相当期間を要することが想定されるため、中野区男女共同参画基本計画（第5次）を踏まえ、相談事業や普及啓発事業等の拡充について、順次検討・実施していく。
- センターで実施する事業や必要なスペースについては、地域や団体等の声を広く聴き、ニーズを踏まえたうえで検討を進めていく。